

令和元年度 伊丹市手話言語部会 議事録

日時 令和元年（2019年）6月25日（火）14:00～

場所 アイ愛センター 集会研修室

出席者 原部会長、末吉委員、北村委員、渥美委員、江木委員、坂田委員、酒井委員
事務局 健康福祉部参事兼福祉事務所長 松尾 地域福祉室長 小野 障害福祉課長 岸本 他
手話通訳 3名

1. 健康福祉部参事兼福祉事務所長 あいさつ

（あいさつ全文手話表現）

昨年4月に伊丹市手話言語条例を施行し、早や1年が経った。本部会は、手話言語条例施行後の取組や進捗状況について報告すると共に、手話でコミュニケーションしやすい地域社会の実現に向けて、今後どのような施策が必要であるかをご検討いただく貴重な場と考えている。皆様の忌憚のないご意見を賜りたい。

2. 委員紹介

四天王寺大学 人文社会学部教授 原委員（部会長）

伊丹市聴力障害者協会 会長 末吉委員

伊丹難聴者福祉協会 ピアカウンセラー 北村委員

手話サークルたんぽぽ 代表 江木委員

手話サークルアタシカ 代表 渥美委員

伊丹市立障害者福祉センター 所長 坂田委員

伊丹市 設置手話通訳者 酒井委員

3. 部会長あいさつ

冒頭は手話であいさつしたい。四天王寺大学では今年4月から「日本手話」の科目が始まった。聞こえる講師と聞こえない講師で教えている。私も学生と一緒に受講している。

会議と重なり欠席が多いが、少しずつ手話を覚えている。（ここまで手話表現）

伊丹市の手話言語条例は制定後1年が過ぎた。制定後、条例の内容が伊丹市の中で普及しているのか検討が必要。条例を作ることが目標ではあったが、出来た後は作って終わりではなく、条例の内容を見直し、手話言語に関する様々な施策を広げる必要がある。

全日本ろうあ連盟のホームページで手話言語条例制定都市の数を確認したところ275に増えた。伊丹市は172番目。私が住んでいる地域も4月に手話言語条例が施行された。

一市民としては、手話言語条例が制定されたが何の情報も入ってこない状況である。

伊丹市は、そういう状況ではないと思っている。

今日の貴重な時間で委員の皆さんから活発な意見を頂きたい。

事務局： 傍聴者数の報告。（7人）

本日の議事録公開に関しての署名者の指名および了承。

議事開始

原部会長 : 議事 1 伊丹市における手話言語条例施行後の取り組みについて
議事 2 伊丹市における手話言語条例施行後の施策検討課題について
議事 1 について事務局より説明を。

～事務局から説明～

部会長 : 事務局からの説明に対し質問、意見はあるか？

A 委員 : 手話言語条例のポスターのサイズについて。大きさの確認をしたい。

事務局 : B3 から A3 に変更した。

A 委員 : 市バス掲示後のポスターについて。きれいなポスターは再度会社などに掲示してもらうのが良いと思う。

事務局 : 市バスに掲示後、やぶれたり汚いものは処分し、きれいなものは再度違う場所で掲示した。B3 のポスターも少し残っている。A3 のポスターも残っているので是非 A 委員にも持って帰って頂き会社に掲示して頂けたらありがたい。A3 のポスターは今後病院に配布予定。在庫は市役所にある。

部会長 : 委員の皆さんに質問。市バス以外の場所でポスターが掲示されているのは見たか？

B 委員 : 私が指導に行った高校の掲示板にポスターが貼ってあった。生徒に対してもパンフレットの配布もした。パンフレットを見て手話が当たり前のように使えるといいと意見をもらい嬉しかった。もっと、手話言語条例が広がってほしい。

E 委員 : いきいきプラザにも掲示があった。以前は高齢者支援の関係の仕事をしていた。パンフレットを見る機会がなかったので高齢者支援の事業所の方はパンフレットを目にする機会はないと思う。

部会長 : ポスター、パンフレットが増刷されたが充足されたか？

C 委員 : 市立伊丹病院全職員を対象に手話研修をした際にパンフレットを配布した。
どこにパンフレットを配布しているのか確認したい。

事務局 : 全自治会と市内の小中学校、幼稚園にも配布した。市役所関係や、アイ愛センターなどの関係施設にも配布した。講師派遣事業の際もパンフレットを持参している。今後は病院関係に打診し配布を予定している。

C 委員 : 今後の配布予定についても教えて欲しい。

- 事務局 : 伊丹市内の医師会、歯科医師会には配布準備中。近畿中央病院などはまだ話が出来ていない。
- 部会長 : 他の質問や意見はありますか？
- A委員 : 病院関係にも配布予定とあるが、大きな会社や中小企業にも配布の計画はあるか？
- 事務局 : 商工会議所を通じて配布する方法がいいのか、個々に配布する方が良いのか方法を模索中。いいアドバイスがあれば教えて欲しい。
- 部会長 : 掲示板など各地域にあると思うが、ポスターを掲示したか？
- 事務局 : 掲示板にも掲示したと思うが、調べてお答えしたい。自治会には回覧板で回覧した。
- 部会長 : 他はどうか？
- E委員 : 高齢障がい者の問題もある。ケアマネージャーなどにも手話言語条例があるということを理解してもらう事が大事。手話に対する支援を知ってもらう為に、パンフレットは有効だ。
- 部会長 : 大阪在住の為、大阪の話。4月から手話言語条例が制定された自治体がある。その自治体の社会福祉協議会の職員と話したとき、手話言語条例制定を知らなかった。いかに周知するかが大切だ。周知の方法についてご意見を。
- C委員 : 手話サークル会員やその関係者、ろうあ協会、聴力障害者協会の関係者にも配布していく方法はどうか？
- 事務局 : ぜひお願いしたい。
- 部会長 : 養成講座や講師派遣事業についてはどうか？
- D委員 : 相談支援事業所にもパンフレットを置いて、職員にも利用者にも周知して欲しい。
- 部会長 : 他にもパンフレットを置いてほしい場所を具体的に言っていただいた方が実現しやすい。平成30年度の事業報告についてはどうか？
- E委員 : 手話講座講師派遣事業を広げるために具体的に考えている事は何か知りたい。
- 事務局 : 手話講座講師派遣事業は学校・教育関係の依頼が多い。今後は地域や個人のグループなどの違う分野からの依頼を増やしたい。後ほどの議題にもあるが、派遣先について、どんなところがいいのか、周知方法についても委員の皆さんに意見を聞きたい。
- 部会長 : 後程、手話講座講師派遣事業の派遣先拡大について意見交換をしたい。

平成30年度の事業についてはよろしいか？

C委員 : 耳カードについて。聞こえない方、耳が遠い方など誰でも使えるのか？聴覚障がい者のみ使用できるのか？

事務局 : 具体的な対象者はなく、広く使ってほしい。枚数は200枚用意しているが需要があれば増刷予定。周知方法についても意見が欲しい。広報に掲載予定。

C委員 : 聞こえない方が使うので当事者の意見も聞いてほしい。

部会長 : 使う方の意見は大切です。

F委員 : 4月の聴力障害者協会の総会時にカードの提示をし、皆さんの意見を聞いた上で作成した。200枚のカードの周知方法と配布方法が課題。皆さんの意見を参考にし、考えたい。

部会長 : 現在200枚作成したところと理解してもよいか。両面の文字。デザインに関しては決定ということによいか。

事務局 : カードの名称を記載した方が良いのか、などを考え、聴力障害者協会にカードを提示したところ反対の意見はなかったため、今作成したものを使用したい。ラミネート加工まではしていないので、改善箇所があれば印刷しなおすことは可能。

A委員 : 聴力障害者協会の総会時の記憶が曖昧。カードの件については総会資料を確認し改めて連絡したい。

部会長 : 平成30年度の報告に関してご意見等なければ休憩にしたい。

～休憩5分～

部会長 : 検討事項（資料3）について事務局から説明を。

事務局 : 議題1手話を使用しやすいまちづくりの推進について。どのような状態を指すのか？誰にとって使用しやすい環境なのか？伊丹市民全員が手話ができたら使用しやすい環境なのか？手話ができる、出来ないはどのような判断基準なのか、疑問が出た。
昨年の手話言語部会終了後から今まで2週間に1回担当で集まり話し合いの場を設けている。手話を使用しやすい環境とは何か？を話し合い、手話での会話ができなくても聴覚障がい者への理解を広めることではないかと考えた。
手話の講座や講師講座派遣事業の中に聴覚障がい者の理解についての内容を充実させ、聞こえないだけで、聞える方と何も変わらないという誤解が、生きにくさになっているということを伝える事が手話講座講師派遣事業の意義なのではないかと考えている。
手話講座講師派遣事業を今後どのように活用してもらおうのいいのか、派遣先の範囲を拡大する方法など、意見を聞きたい。

議題2 手話を使用する場所の確保について。手話を学んだ後、使用しないと手話を忘れる。継続して手話を使い続ける方法についてアイデア、ご意見を聞きたい。

議題3 伊丹市手話言語条例条文の手話訳について。4月の聴力障害者協会の総会時にDVDを上映した。3月末にも上映会をしたのでご覧になった方も多いと思う。

部会長にもDVDを送付した。DVD作成は苦勞した。昨年12月から3月まで、ほぼ毎週土曜日に、委員と聴力障害者協会会員、ろうあ部会会員に協力を頂き作成した。

条文に使用している言葉1つ1つの意味を理解し、意味に合う手話表現を考える作業の繰り返し。土曜日の2時間があったという間に過ぎた。条文を理解することに時間がかかった。条文が難しすぎて、手話表現を考えられないことも多々あった。文章を手話に変えるだけではなく、文章の意味をつかんで表現することが難しかった。ろう者が、条例は自分の事として考え行動できるためには、どのような手話の単語を選ぶのかと毎回議論した。DVDを作っただけで終わるのではなく、条例を知らない伊丹のろう者に伝えていきたい。そのために、照明・背景についても改善が必要。また再度収録をする予定。DVD作成後、どのように活用するのか、公開方法など意見を聞きたい。

部会長 : 検討事項は3つ。自由に意見・質問を。

D委員 : 手話を使用する場所の確保について。加西市か加東市のあたりでは手話サロンを開いている。市役所の入り口にブースを設け、ろう者が自由に手話で話ができる。地域にも婦人部や老人会などあるが、ろう者が参加していない。地域にサロンがあることを知っているろう者もいるかもしれないが参加しているろう者は少ない。参加しても見ているだけで来たことを後悔する状況があるかもしれない。手話サロンを開き、ろう者が自由に手話で話せる場所があれば良い。そこに手話を学んだ方や聞こえる人も参加でき交流が出来るが良い。市民の方にも興味・理解を持ってもらえるのではないかな。

部会長 : 手話サロンは兵庫県内でも実施されているので参考にするのも良い。他には？

A委員 : 手話サロンの他に手話カフェもある。新庁舎が出来るので、手話サロンや手話カフェを設けてもらえたら。

部会長 : 他には？

E委員 : 小学校区ごとに、地域福祉ネット会議がある。そういう場で手話講座講師派遣事業を紹介し市民が障害理解を広げるために活用してもらえると良い。社会福祉協議会の各地域担当にも協力してもらい、たくさんの市民にも周知したい。

事業者への周知について、手話講座講師派遣事業拡大の為には必要。

まずは身近な地域から取り組んでいく事が大切。手話サロンにもつながるきっかけにもなる。

部会長 : 社会福祉協議会という社会資源を活用し、地域の方に手話を周知する方法は大事。

具体的な周知方法は？社協の職員と連携していくということか？

E委員 : 地域とのつなぎ役は社協の役割。ぜひ活用して頂きたい。

- B 委員 : 昨年手話講座講師派遣事業の講師として指導に行った。高齢者ばかり 20 人。聞こえないことについて知らないが多かったと言われた。手話を覚えるだけでなく聞こえない人と交流などをしてもらえたら。講座が終われば終了ではなく、続けられる工夫を考えたい。
- 部会長 : 高齢者は手話を覚えるのは難しいが、孫に手話を学んだと話すと手話を広めることにつながると思う。手話は言語なので使わないと忘れる。使い続けることが大事なので、手話サロン・手話カフェが実現できれば。
アイルランドのダブリンに出張で行った。デフセンターがあり見学した。公的な運営ではなく当事者が運営していた。昼は食事が出来、夜はお酒が飲めるし、手話での会話を楽しむことができる。夜も開いているので会社勤めの方が帰りに寄ることもでき、日曜日も開いている。スポーツジムも併設されており、一般市民の方も利用できる。
- C 委員 : 派遣事業が増えると、手話通訳者の養成も大切。その関係で手話サークルも大切。実際、講座終了後サークルに入会する人が減っている。サークルの活動の中で聞こえない人の理解が深まり、手話通訳者・手話通訳士になる方が増える。通訳者が増えたらろう者が安心する伊丹市になる。理解者を増やすことはもちろん大事だが、手話通訳者・手話通訳士の育成も大事。
手話講座講師現任研修の中で、講師の役割も学んだ。依頼先拡大となると、講師の数も必要になる。講師を担う人がいないと、広がらない。講師の人数が少ないと負担も重くなる。講師の講師料も伊丹市で考えて欲しい。ボランティアで講師をするのではなく、講師料を頂き責任を持って指導したい。
- 部会長 : 講師はボランティアなのか？交通費のみの支給なのか？
- C 委員 : 講師料はある。今後手話講座講師派遣事業が増えると講師も増えるので、講師の予算も増やしてほしい。
- 部会長 : 事務局から派遣先を拡大したいとあった。予算を付けてくれると思う。他にアイデアや意見は？
- D 委員 : 社協に質問。社協の職員で手話の入門・基礎講座受講者は何人くらいいるのか？
- E 委員 : アイ愛センターの職員は何名か受講しているが、社協全体で言うとほとんど受講していない。社協の役割として地域とつなげる役割もある。アイ愛センターでも手話サロンを開くことも出来る。
- 部会長 : 社協は地域住民が参加出来るイベントを開催していると思うので、そこで手話関係の場を設けていただければ、と思う。
- E 委員 : アイ愛センターでは夏の夕べを開催している。昨年は手話言語条例制定の年だったので、手話関係のステージイベントや、配布チラシの裏に指文字表を載せた。伊丹市と共催の伊丹市福祉大会で手話パフォーマンス集団 oioi さんのステージもあった。イベントを通じて手話に対する周知啓発も社協としては大切だと思っている。今年度の夏の夕べも手話に関することはしたい。

A 委員 : 昨年のフェスタインいたみのチラシの裏にも手話の単語が載っていた。今年度もチラシに手話掲載の予定はあるか？ 昨年はアイ愛センター3階で手話のブースを設けた。たくさんの方の市民の方が手話を知るきっかけになったと思う。今年も手話ブースを設けて欲しい。アイ愛センター1階に手話講座講師派遣事業の「手話にふれてみよう」のチラシが置いてある。他の場所にも置いているのかどうか知りたい。

E 委員 : 「手話にふれてみよう」のチラシに関しては、他機関に配布はしていない。
今後検討する。今年度、夏の夕べのチラシについては未定。

部会長 : 「手話にふれてみよう」のチラシについて事務局から説明を。

事務局 : 昨年自治会に対してポスターと一緒に「手話にふれてみよう」のチラシを配布した。
今は市役所とアイ愛センターのみ置いている。今後配布方法を検討する。

部会長 : 手話言語条例の手話版公開方法・活用方法について。DVD 拝見したが、苦勞して作成したことがよく分かった。公開方法によって DVD 作成の方法も違うと思う。DVD を作った経緯の説明文に関しても配布先・公開場所によって変わってくる。まずは公開方法について意見を。

A 委員 : 伊丹市のホームページで公開するのが良い。他市ではユーチューブで公開している。SNS の活用も検討して欲しい。

F 委員 : 伊丹市のホームページに載せると自動的にユーチューブの方にアップされる。載せ方として、字幕を付けるかどうか検討中。手話訳の DVD を作成した経緯についても、どのような周知方法が良いのか、意見があれば聞きたい。

C 委員 : 聞こえない方に分かってもらうための手話の DVD なんだと、いつも原点に立ち返り手話訳を考えた。伊丹で使う手話を使って作成した。一番見て欲しいのはろう者。手話言語条例の意味を分かってほしいというのが私たちの願い。再度収録をするのであれば、その思いを加えた内容にしてほしい。公開方法はホームページやアイ愛センターで DVD を流す方法が良い。

部会長 : パソコンを使わない人もいるので、ホームページだけの公開だと見れない人もいる。伊丹市内のテレビで DVD を流す方法もいいと思う。市内にテレビが設置してある所は？ アイ愛センターで常時流すことは可能か？

E 委員 : アイ愛センターで DVD を流すことは可能。

部会長 : 病院などでも可能か？ テレビが設置されている所で DVD を流してほしいという意見でまとめた。ろう者に手話言語条例の概要を知って頂くのは目的の一つではあるが、DVD を流すことで市民の方にも手話を目にし、手話に関心を持っていただくいい機会。伊丹市で使う手話を使用したこともとても良い。最後に言い残したことは？

D 委員 : 先程、社協職員で手話の講座受講者について尋ねた。障害者地域生活支援センターでも手話が

必要な時がある。支援する人にも是非、伊丹市手話言語条例を理解して頂き、全国に先駆けて職員は手話の勉強をしたと言えるような取り組みはどうか？

部会長 : 昨年8月の手話言語部会で、市役所、消防署を含む各関係機関には、手話の研修を受講済みと報告があったので、実施されていると思う。

手話言語条例が、たくさんの自治体で制定されているが、制定後にどんな取り組みをしているのかネットで検索しても出てこない。調査の必要があると感じている。

委員の皆さんにお願い。他の市町村の手話言語条例の活動内容や普及方法について、掲げている目的を実現するための取り組みについての情報を委員の皆さんのネットワークを駆使し集めて頂きたい。私も、ろう者のネットワークを使って調査したい。

A委員 : 尼崎市、芦屋市、宝塚市、伊丹市で手話言語条例が制定された。西宮市、川西市はまだ。阪神ろうあ団体連絡会の総会場で各市の状況を知った。ろうあ部会で報告をした。

手話言語部会でも報告したいと思うが構わないか？

どのような方法で皆さんに伝えるか考えたい。

部会長 : 手話言語部会は1年に1回のみ開催。次回の部会で報告となると1年後の報告になる。どうするか？

A委員 : 今、事務局がまとめている最中。まとめたものを部会長に渡す方法はどうか？

部会長 : 事務局に送って、委員全員に回す方法もあると思う。

A委員 : 事務局に送って、その後委員皆さんに届くようにしたい。

部会長 : 以上で、議事はすべて終了。次回は、令和2年度。

(閉会)